

各関係団体の長 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

『平成30年度岐阜県介護人材育成事業者認定制度 取組宣言募集開始』の
周知について（依頼）

日頃より、県の高齢福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
県では、介護人材の育成及び職場環境の改善に積極的に取り組む介護事業者を認定、公表し介護事業者の介護人材確保を支援する「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」（以下「認定制度」という。）を平成28年度から実施しています。

認定制度では、評価項目に係る確認基準の達成状況に応じて3つのグレードに分かれており、法人規模に関係なく、県内で認定制度実施要綱に規定する介護保険サービス事業所を設置する事業者のすべてが参加して取り組むことができます。

より多くの皆様に取り組んでいただくため、貴職関係の事業者への周知についてご協力をお願いします。

【県HP：平成30年度取組宣言事業者募集について【H30.4.2情報更新！】】

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/nintei.html>

（トップ＞ 子ども・医療・福祉・女性＞ 高齢者＞ 介護保険＞ 岐阜県介護人材育成事業者認定制度）

【県HP：取組宣言事業者の募集について（PDF:426KB）】】

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/nintei.data/001annai.pdf>

<留意事項等>

- ・取組宣言の有効期間は2年間となります。
（例）宣言日が平成29年4月1日の場合、有効期限は平成31年4月1日
- ・取組宣言は随時受け付けておりますが、平成30年4月20日までに取組宣言関係書類の提出があった事業者のうち、希望する事業者については、次の支援事業について優先的に対象とします。
 - コンサルタント派遣事業
 - 認定事業者取組発表会
 - 福祉サービス第三者評価受審費用助成事業
 - 介護キャリア段位普及促進事業
 - プリセプター制度等導入支援事業

担当所属	岐阜県健康福祉部 高齢福祉課 長寿社会推進係		
担当係長	長屋	担当	山下（剛）
電話番号	代：058-272-1111 内線2595 直：058-272-8289		